

改 正	現 行																				
<p>特定特殊自動車少数承認実施要領</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 判定基準 少数生産車は、次の各項に掲げる規定に全て適合していること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 承認に係る特定特殊自動車は、次の各号に掲げるいずれれかにかに該当すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽油を燃料とするもの</p> <p>1) 特定原動機技術基準が改正された場合において、改正後の特定原動機技術基準が適用される前に法第12条第1項又は第2項の規定により基準適合表示を付することができることとされていたもの</p> <p>2) 特定特殊自動車の種類に応じて定める基準に適合するもの</p> <table border="1" data-bbox="893 1120 1037 2033"> <thead> <tr> <th>特定特殊自動車の種類</th> <th>定格出力</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">軽油を燃料とするもの</td> <td>19kW以上37kW未満</td> <td>Tier4</td> </tr> <tr> <td>37kW以上56kW未満</td> <td>Tier4、Stage III B</td> </tr> <tr> <td>56kW以上560kW未満</td> <td>Tier4、Stage IV</td> </tr> </tbody> </table> <p>※Tier4において、次に該当するものは除く。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>3、4 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 少数特例表示等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 規則第19条第17項第1号の規定による承認の番号は、次に定めるところにより付与する。</p>	特定特殊自動車の種類	定格出力	基準	軽油を燃料とするもの	19kW以上37kW未満	Tier4	37kW以上56kW未満	Tier4、Stage III B	56kW以上560kW未満	Tier4、Stage IV	<p>特定特殊自動車少数承認実施要領</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 判定基準 少数生産車は、次の各項に掲げる規定に全て適合していること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 承認に係る特定特殊自動車は、次の各号に掲げるいずれれかにかに該当すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽油を燃料とするもの</p> <p>1) 特定原動機技術基準が改正された場合において、改正後の特定原動機技術基準が適用される前に法第12条第1項又は第2項の規定により基準適合表示を付することができることとされていたもの</p> <p>2) 特定特殊自動車の種類に応じて定める基準に適合するもの</p> <table border="1" data-bbox="893 194 1037 1115"> <thead> <tr> <th>特定特殊自動車の種類</th> <th>定格出力</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">軽油を燃料とするもの</td> <td>19kW以上37kW未満</td> <td>Tier4</td> </tr> <tr> <td>37kW以上56kW未満</td> <td>Tier4、Stage III B</td> </tr> <tr> <td>56kW以上560kW未満</td> <td>Interim Tier4、Stage III B</td> </tr> </tbody> </table> <p>※Interim Tier4及びTier4において、次に該当するものは除く。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>3、4 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 少数特例表示等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 規則第19条第17項第1号の規定による承認の番号は、次に定めるところにより付与する。</p>	特定特殊自動車の種類	定格出力	基準	軽油を燃料とするもの	19kW以上37kW未満	Tier4	37kW以上56kW未満	Tier4、Stage III B	56kW以上560kW未満	Interim Tier4、Stage III B
特定特殊自動車の種類	定格出力	基準																			
軽油を燃料とするもの	19kW以上37kW未満	Tier4																			
	37kW以上56kW未満	Tier4、Stage III B																			
	56kW以上560kW未満	Tier4、Stage IV																			
特定特殊自動車の種類	定格出力	基準																			
軽油を燃料とするもの	19kW以上37kW未満	Tier4																			
	37kW以上56kW未満	Tier4、Stage III B																			
	56kW以上560kW未満	Interim Tier4、Stage III B																			

NS-0000 (第5の2(1)に該当するものとして申請する場合)
 NS2-0000 (定格出力19kW以上56kW未満であって、第5の2(2)に該当するものとして申請する場合)
 NS3-V000 (第5の2(1)に該当するものとして申請する場合)
 NS3-0000 (定格出力56kW以上560kW未満であって、第5の2(2)に該当するものとして申請する場合)

第8～第11 (略)

別紙1 少数生産車の同一型式判定要領

第1 (略)

別表第1 (少数生産車の同一型式の範囲)

型式を区別する事項	例示
1～7 (略)	(略)
8 軸距	軸距(複軸の場合は車軸毎の距離とする。)の相違であつて、次に掲げるもの以外のもので、カタピラを有する道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する大型特殊自動車及びカタピラを有する法第2条第1項第2号に規定する構造が特異な自動車にあっては、上部構造支持台寸法の相違(7)車わくを有する特定制の(複軸間の距離が相違するもの、複梯子形、背骨型のものであつて、車わくの構造が複軸間の距離が相違するもの)及び各軸独立支持の構造であつて前後軸と前後軸との軸間距離が相違するものを除く。)が相違するもの、トレール、ばね、スイングアーム、チェーン式減速機の減速比、緩衝装置の寸法の相違又はカウエンタウェイトの変更によつて相違する場合 (イ) 道路運送車両法第3条に規定する小型特殊自動車
9 (略)	(略)

別紙2 (略)

別紙3 (略)

別紙4 少数生産車の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

NS-0000 (第5の2(1)に該当するものとして申請する場合)
 NS2-0000 (第5の2(2)に該当するものとして申請する場合)

第8～第11 (略)

別紙1 少数生産車の同一型式判定要領

第1 (略)

別表第1 (少数生産車の同一型式の範囲)

型式を区別する事項	例示
3～7 (略)	(略)
8 軸距	軸距(複軸の場合は車軸毎の距離とする。)の相違であつて、次に掲げるもの以外のもので、カタピラを有する道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する大型特殊自動車及びカタピラを有する法第2条第1項第2号に規定する構造が特異な自動車にあっては、上部構造支持台寸法の相違(7)車わくを有する特定制の(複軸間の距離が相違するもの、複梯子形、背骨型のものであつて、車わくの構造が複軸間の距離が相違するもの)及び各軸独立支持の構造であつて前後軸と前後軸との軸間距離が相違するものを除く。)が相違するもの、トレール、ばね、スイングアーム、チェーン式減速機の減速比、緩衝装置の寸法の相違又はカウエンタウェイトの変更によつて相違する場合 (イ) 道路運送車両法第3条に規定する小型特殊自動車
9 (略)	(略)

別紙2 (略)

別紙3 (略)

別紙4 少数生産車の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

<p>1 (略)</p> <p>2 本文第5の2において(1)又は(2)に該当するものとして申請する場合(第1-2号様式)</p> <p>2-1～2-16 (略)</p> <p>2-17 上部構造支持台寸法(長さ、幅) カタピラを有する道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及びカタピラを有する法第2条第1項第2号に規定する構造が特殊な自動車以外は記入を要しない。 原動機が搭載される車わく(旋回式車台にあっては、旋回ベアリングに載る上部旋回体の底部。)全体の長さ及び幅を次の例により記入する。記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。(例 3.375) なお、寸法については、機械への昇降用ステップ、ボルト・ナット等の車わくへの付加物及び突起物並びに可動部は含まない。</p> <p>2-18 (略)</p> <p>2-19 (略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 本文第5の2において(1)又は(2)に該当するものとして申請する場合(第1-2号様式)</p> <p>2-1～2-16 (略)</p> <p>2-17 上部構造支持台寸法(長さ、幅) カタピラを有する道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車以外は記入を要しない。 原動機が搭載される車わく(旋回式車台にあっては、旋回ベアリングに載る上部旋回体の底部。)全体の長さ及び幅を次の例により記入する。記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。 なお、寸法については、機械への昇降用ステップ、ボルト・ナット等の車わくへの付加物及び突起物並びに可動部は含まない。</p> <p>例 3.375</p> <p>2-18 (略)</p> <p>2-19 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 施行期日 この通達は、平成18年5月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 施行期日 本改正規定は、平成22年4月9日から施行する。</p> <p>2 経過措置 告示第16条の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>
<p>附則</p> <p>1 施行期日 本改正規定は、平成26年6月10日から施行する。</p> <p>2 経過措置 告示第23条の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>2 告示第16条の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>